

平成26年第5回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成26年8月27日(水) 10時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第41号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について

議第42号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の制定について

議第43号 見附市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

議第44号 見附市保育の必要性の認定に関する規則の制定について

議第45号 見附市一時保育事業補助金交付要綱の制定について

議第46号 見附市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改
正する要綱の制定について

議第47号 個人演説会等における施設設備の程度および納付すべき費用の額
を改正する告示の制定について

議第48号 平成26年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算原案
について

○出席委員(5名)

委員 長 小林 弘武 君

委員 南雲 京子 君

委員 武田 一夫 君

委員 小倉 美砂子 君

委員・教育長 神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長 星野 隆 君

学校教育課長 松井 謙太 君

こども課長 土田 浩司 君

まちづくり課長 森澤 亜土 君

教育総務課長補佐 早川 洋介 君

こども課長補佐 岡田 恵子 君

教育総務課主事 大塚 裕美 君

10時00分開会

委員長

只今より、平成26年第5回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席委員5人でございます。

委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行ないます。

会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

委員長

日程第2 報告事項 報告1. 6月市議会定例会一般質問について、を教育部長より説明願います。

教育部長

亀田議員から、国からの「公共施設等総合管理計画の策定要請」を受けて市内の小・中学校に保育園の併設、老人介護施設などの併設など考えられないか、と

いう質問があり、それに対し、名木野小学校の空き教室を活用して指定管理によるデイサービス事業を行っており、今後もこのような活用方法も含めて、必要に応じて検討してまいりたいと回答しました。

井上議員からの小学校と保育園に設置してある遊具の点検方法と昨年度の遊具の新設、修繕はどのように行っているのか、という質問に対して、小学校では「遊具の日常点検マニュアル」に基づき、月一回学校管理員が点検を行っており、保育園では「遊具の点検表」に基づき、月二回職員が点検していて、使用前にも職員が確認をしていること、そして、学校及び保育園とも昨年度の遊具の新設、修繕は無いことを回答いたしました。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

次に 報告2. 中学生の広島平和式典への派遣について、報告3. 防災スクール事業について、を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

中学生の広島平和記念式典への派遣について報告します。

平成26年8月4日(月)～7日(木)に、各中学校代表生徒4名を学校教育課課長補佐が引率し、広島に行っていました。

代表生徒は、7月24日の事前研修で本研修にかける思いや平和への願いを込めた作文を発表しました。

8月4日からの現地研修では、被爆体験者の方の講話、平和記念資料館や袋町小学校等被災校舎の視察研修、平和記念式典への参列等を通して、戦争や原爆の苦しさや悲惨さ、今の平和な社会が多くの先人の努力により築かれてきたこと、

そして、それを守り続けていくことの大切さなどを強く感じ、本研修で体験し学んだ内容を伝え、広げることへの決意を新たにしました。

研修の成果は、作文と大洋紙を利用した壁新聞にまとめ、各学校で発表する機会をつくとともに、後日、教育委員会での研修報告会で発表します。

また、壁新聞をネーブルみつけに掲示したり、研修の成果をまとめた冊子を図書館や公民館に置いたりして、広く市民へお知らせする機会を持ちたいと計画しております。

続いて、防災スクール事業に関して報告します。平成24、25年と二年間、文部科学省の委託を受けて「防災スクール」を実施してきました。その成果であるモデルプランや関係機関とのネットワーク等を活用し、今年度は実施校を拡大し、見附小学校、名木野小学校、今町小学校の3校で、学校に宿泊する1泊2日の体験活動「防災スクール」を実施しました。

見附小学校で8月4日（月）、5日（火）に4年生約80名が参加、名木野小学校で8月19日（火）、20日（水）に5年生約50名が参加、今町小学校で8月25日（月）、26日（火）に4年生約70名が参加しました。

プログラムの内容は、大平森林公園でのEボートの体験、着衣泳、救急搬送やおぼれた人をロープで救助する練習、地域の防災倉庫の確認、遊水地見学、見附市ハザードマップの学習や地域確認、保護者や地域の方による炊き出しなどから、学校が選択しています。

各学校の様子は、テレビや新聞などのマスコミでも報道されました。

この防災スクールの体験が、子どもの自立心、コミュニケーション力、協調性などを養うことにもつながり、地域を知り、地域への愛着や地域に貢献しようという意識をはぐくめたものにとらえています。

今後も見附市の特色ある教育活動として、工夫改善を加え、推進していきたい

と考えます。

委員長

今後、防災スクール実施校を拡大する予定はありますか。

学校教育課長

従来学校で行っている教育活動の中に盛り込んで実施するなどの方法を、校長会を通して協議しつつ進めていきます。

委員長

他に質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

次に 報告 4. 中学生の海外派遣について、をまちづくり課課長より説明願います。

まちづくり課長

平成20年に始まり今回6回目となる中学生の海外派遣事業についてご説明いたします。

8月14日から22日までの7泊9日の日程で韓国、ベトナムに9名の中学生を派遣し、タイソン中学校やさくら日本語学校、ホームステイなどによりダナン市民との交流を深めました。1年生4名、2年生4名、3年生1名、男女別では男性3名、女性6名、学校別では西中5名、見附中2名、今町中1名、附属中1名となっております。9月8日に帰国報告会を行いますので、そこで全体の感想等が聞かれると思います。

また、ダナン市からの訪問団の受け入れは、9月25日から10月2日までの全8日間、ホームステイを中心に計画中です。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ここで、事務局より追加報告の申出がありましたので、お願いいたします。

報告5. 全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について、を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

一昨日、全国学力・学習状況調査の結果（速報）が発表されました。見附市「小学校平均」は、国語（A（基礎）、B（応用））、算数（A（基礎）、B（応用））とも全国平均を上回りました。なかでも特筆すべき点として、国語Bが全国平均を大きく上回る結果となりました。

見附市「中学校平均」は、国語（A、B）、数学（A、B）とも、全国平均以上の結果となりました。国語について課題が見られるので、内容を分析し改善を図っていきます。

委 員 長

見附市「小学校平均」国語は全国平均を大きく上回る結果ですが、見附市「中学校平均」国語は全国平均を上回るポイント幅が縮小しています。どのような原因が考えられますか。

学校教育課長

小学校での国語の学力が表面的なものに留まっている可能性があります。また、小学校から中学校への接続の仕方について、現在行っている研修の内容などを検討する余地があると考えられます。

教 育 長

市民への公表について、予定はありますか。

学校教育課長

現在、ホームページで公表するための準備を進めています。具体的な数字の掲載はせず、全国平均と比較してどの程度の差があるのかを星の数などで表現し、全体の様子が伝わるようにしたいと考えています。

委員長

他に、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

委員長

日程第3 議第41号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議第42号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第43号 見附市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第41号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

まず、条例制定の理由を説明させていただきます。来年4月から実施される「子ども子育て支援新制度」において、「特定教育・保育施設」として位置付ける幼稚園、保育園、認定こども園に共通の給付としての「施設型給付」、及び「地域型保育事業」に位置づける19人以下の家庭的保育事業、小規模保育事業等に対する「地域型保育給付」の2つが新たな給付制度として創設されます。

子ども・子育て支援法の規定により、その給付対象となる施設を設置するもの

は、市の定める条例の基準に従って保育等を提供することとされたことに伴い、その運営基準等を定める条例を制定するものです。

条例の内容であります。新たに創設される「施設型給付」及び「地域型保育給付」の対象施設として市が確認するための基準を定めるもので、利用定員に関する基準、運営に関する基準、特例施設型給付費に関する基準をそれぞれ定めるものであります。

条文について説明いたします。

第1条から第3条までは、総則として趣旨、用語の定義、一般原則を定めております。

第2章で、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めています。第4条は利用定員に関する基準、第5条から第34条までが運営に関する基準、第35条及び第36条で特例施設型給付費に関する基準を定めています。

第3章で、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めており、第37条は利用定員に関する基準、第38条から第50条までが運営に関する基準、第51条及び第52条で特例地域型保育給付費に関する基準を定めています。

附則第1条におきまして、この条例の施行日を、子ども・子育て支援法の施行の日からとし、第2条には特定保育所に関する特例を、第3条から第5条においては経過措置を定めるものであります。

つづきまして、議第42号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

まず、条例制定の理由を説明させていただきます。来年4月から実施される「子ども子育て支援新制度」においては、これまでの利用定員が20人以上の認可保育所の枠組みに加え、新たに市の認可事業として、利用定員が19人以下の家庭

的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業類型が設けられることとなりました。

これらの家庭的保育事業等の認可にあたり、設備及び運営について、市が条例で基準を定めなければならないこととされたことから、本条例を制定するものがあります。

条例の内容であります。市で認可することとなる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に関して必要な保育水準を確保するための基準を定めるものです。

条文について説明いたします。

第1章の総則では、第1条に趣旨、第2条に用語の定義を、第3条及び4条にはこの条例に定める最低基準について規定しております。第5条から第21条までは、全ての事業に共通する基準を定めるもので、一般原則や連携施設、職員の一般的要件、食事、健康診断などについて定めております。

第2章では家庭的保育事業に固有の基準を定めており、第22条から第26条に、設備や職員、保育時間、保育内容などについて定めています。

第3章では小規模保育事業に固有の基準を定めており、小規模保育事業におきましては、その運営形態から保育所分園に近い類型のA型、家庭的保育に近い類型のC型、その中間のB型の3類型に分類されています。

第28条から第30条に小規模保育事業A型について、第31条から第32条に小規模保育事業B型について、第33条から第36条に小規模保育事業C型について、それぞれ事業所の設備、職員、保育時間、保育内容などの基準を定めております。

第4章では居宅訪問型保育事業に固有の基準を定めており、第37条から第41条に宅型保育事業が提供する保育、施設及び備品、職員などの基準を定めてお

ります。

第5章では事業所内保育事業に固有の基準を定めており、第42条から第48条に利用定員の設定、設備の基準、職員などの基準が定めてあります。

附則第1条におきまして、この条例の施行日を、子ども・子育て支援法の施行の日からとし、第2条から第5条においては経過措置を定めるものであります。

つづきまして、議第43号 見附市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について説明させていただきます。

条例廃止の理由ですが、この条例は児童福祉法第24条第1項の規定により、保育園に入所する場合の条件としての「保育に欠ける事由」を条例で制定することとされておりましたが、新制度の実施に伴い、この規定が改正されました。

新しい制度では、保育を受けることが必要な事由については、「子ども・子育て支援法」の規定による内閣府令で事由が定められました。

市におきましては、内閣府令に基づき保育の必要性の認定に係る事由を、規則等で定めることとなったことから本条例を廃止するものであります。

附則におきましてこの条例の施行日を、子ども・子育て支援法の施行の日からとするものです。

委員 長

条例で定める保育施設の面積や保育士の人数等の基となる基準はありますか。

こども課長

国や県が定めている現行の基準を準用し、引き続き市の条例として定めています。

教 育 長

各種条例の改正等を行っていますが、今後、子育て支援が改善されたことを市

民が具体的に実感できるような変化が出てくるのですか。

こども課長

今まで私立幼稚園通園者への補助金給付は県が行っていましたが、条例改正により市の所管となります。今後は、市と幼稚園との連携がより取りやすくなり、保護者の希望等に対する調整や対応が、保育園と幼稚園を含んでできるようになると考えられます。

委員長

他にご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本3案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本3案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議第41号、議第42号、議第43号は条例の制定ですので、市議会に提出することにいたします。

委員長

次に、議第44号 見附市保育の必要性の認定に関する規則の制定について、議第45号 見附市一時保育事業補助金交付要綱の制定について、議第46号 見附市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第47号 個人演説会等における施設設備の程度および納付すべき費用の額を改正する告示の制定について、を議題といたします。こども課長に

説明を求めます。

こども課長

議第44号 見附市保育の必要性の認定に関する規則の制定について説明させていただきます。

規則制定の理由ですが、議第43号で説明しましたように、保育を受けることが必要な事由については、子ども・子育て支援法の規定により内閣府令で定める事由に基づき、市の規則等で定めることとなったことから制定するものです。

規則の内容ですが、第1条に趣旨、第2条に定義、第3条に保育の必要性の基準を定めております。

第3条第1号について、国では、48時間から64時間までの範囲内で、ひと月を単位に市町村が定める時間以上に労働することとされています。見附市では、これまで特に就労時間の下限を設けていませんので、最も制限の緩やかな月48時間に設定することとしました。

その他の第2号から第11号までの規定は国の示した内容と同様の事由となっており、第12号において前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認めるものを規定しています。

第4条は委任規定であります。

附則におきまして、この規則の施行日を子ども・子育て支援法の施行の日からとするものです。

つづきまして、議第45号 見附市一時保育事業補助金交付要綱の制定について説明させていただきます。

要綱制定の理由ですが、国の補助要綱に基づき私立保育園で実施する一時保育事業に対して補助を行うため、本要綱を制定するものです。

なお、一時保育事業を実施する私立保育園は本年度民営化した「わかくさ中央保育園」の予定であります。

条文について説明します。第1条に目的、第2条以降に補助金の交付に係る手続等の規定を定めるものであり、加えて、申請等の様式を規定しております。

附則において、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものです。

なお、本要綱の制定が遅れた理由であります。国の実施要綱の通知が本年5月29日、県の補助金交付要綱の通知が7月11日であったことにより市の要綱制定も遅れたものです。

つづきまして、議第46号 見附市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

要綱改正の理由ですが、保育士等の人材確保策を推進する一環として、昨年度から「安心子ども基金事業」として実施している本事業について、今年度からは、子ども・子育て支援法附則第10条に基づく「保育緊急確保事業」として実施することになったことから改正するものです。

改正の内容につきましては、交付額を規定している第3条の根拠規定を、保育緊急確保事業に規定されることとなった「保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱」に改正するものであります。

附則において、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

なお、本要綱の改正が遅れた理由であります。先ほど議第45号で説明した理由と同様に、国、県の通知が遅れたため、改正が遅れたものです。

つづきまして、議第47号 個人演説会等における施設設備の程度及び納付すべき費用の額を改正する告示の制定について説明させていただきます。

改正の理由ですが、公職選挙法に基づく個人演説会等のための公営の施設として指定されている保育園につきまして、庄川保育園の閉園及び中央保育園の民営化に伴う改正を行うものであります。

改正の内容は、個人演説会等における施設設備の程度及び納付すべき費用の額を定めている表から、中央保育園と庄川保育園の部分を削除するものです。

附則において、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

委員長

議第46号 見附市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、ですが、どの程度の処遇改善につながるのですか。

こども課長

各園に通園する園児の年齢・人数に応じて支給される補助金の額が決まり、賃金改善に充てられるようになります。

委員長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本4案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本4案は原案のとおり承認することに決

定いたしました。

委員長

次に議第48号 平成26年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算原案について、を一括して議題とします。教育部長及び関係課長に説明を求めます。

教育部長

教育委員会事務局一般経費147万2千円の増は、人事異動による非常勤職員の名増の社会保険料や賃金の増分です。

民俗文化資料館費260万2千円の増は、発掘調査を進めておりました耳取遺跡の国史跡への申請（具申）に必要な測量費などの費用増です。

小学校施設管理費の700万円の増は、名木野小学校外部改修工事費増額分です。以上です。

学校教育課長

教育関係予算の原案についてです。申請していた内田エネルギー振興財団助成金を活用した理科教育備品の購入費であります。教育センター費が、当初予算594万円のところ41万円の補正で補正後の予算額が635万円となります。

天体望遠鏡を購入し、精度の高い太陽黒点観測、星座観測の理科体験活動を行うものです。

こども課長

「子育て支援事業費」の補正予算については、95万7千円の増額であります。

補正要求した理由ですが、今町子育て支援センターの暖房はエアコンで対応しておりますが、冬の寒さが厳しい時期において、エアコンの熱交換器に霜がつくと暖房効率が悪くなるため、その霜取りを行う必要があります。その間、暖房ができず寒くなるため、補助暖房としてガスFF暖房設備を設置するためのもので

す。ガス FF 暖房機の設置に 891 千円、12 月から 3 月までのガス料金 66 千円を予算要求したものです。

つづいて、「病後児保育事業費」の補正予算については、52 万 1 千円の増額であります。

補正要求した理由ですが、5 月にオープンした病後児保育室の事前登録や利用申込等の事務手続きにおいてコピー機が必要となることから、そのリース料として 121 千円の補正、また、玄関前の冬期間凍結による転倒を防止するため、パネルヒーターの設置経費として 40 万円予算要求したものです。パネルヒーターの設置に関する予算の計上については、他の実施方法も含めて要検討となっております。

「子どもの感染症予防事業費」の補正予算については、934 万 6 千円の増額です。補正要求した理由でございますが、予防接種法の改正に伴い、本年 10 月から水痘ワクチン接種が定期接種化されることとなり、その関係経費を補正するものであります。水痘ワクチンの接種券の印刷製本費 6 万 4 千円、郵送料 11 万 3 千円、水痘ワクチン接種委託料 916 万 9 千円です。

委員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委 員 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで平成26年第5回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

11時00分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委 員 長

小林 弘武

会議録署名委員

小倉 美砂子

